

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 24 年 7 月 3 日

【会社名】 東洋建設株式会社

【英訳名】 TOYO CONSTRUCTION CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 毛利 茂樹

【本店の所在の場所】 大阪市中央区高麗橋四丁目 1 番 1 号

【電話番号】 06 (6209) 8711

【事務連絡者氏名】 大阪本店 総務部長 沼澤 和典

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区青海二丁目 4 番 24 号

【電話番号】 03 (6361) 5450

【事務連絡者氏名】 経営管理本部 総務部長 春口 喜与彦

【縦覧に供する場所】 東洋建設株式会社 本社
(東京都江東区青海二丁目 4 番 24 号)
東洋建設株式会社 東関東支店
(千葉県中央区院内一丁目 12 番 8 号)
東洋建設株式会社 横浜支店
(横浜市中区山下町 25 番地 15)
東洋建設株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区錦一丁目 17 番 13 号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目 8 番 16 号)

1 【提出理由】

平成 24 年 6 月 28 日開催の当社第 90 回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成 24 年 6 月 28 日

(2) 当該決議事項の内容

第 1 号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

普通株式 1 株につき 1.0 円

第 2 号議案 株式併合の件

当社の発行する普通株式について、5 株を 1 株の割合で併合する。

株式の併合がその効力を生ずる日は、平成 24 年 10 月 1 日とする。

第 3 号議案 定款一部変更の件

① 事業内容の拡大と多様化に伴い、現行定款第 2 条の目的事項に所要の変更を行う。

② 優先株式の全株式の消却に伴い、現行定款第 6 条、第 8 条の優先株式に係る事項及び第 12 条、第 20 条の内容の定めを削除する。

③ 第 2 号議案の承認可決を条件として、現行定款第 6 条に定める発行可能株式総数を 3 億 2 千万株に減少するとともに、現行定款第 8 条に定める単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する。なお、当該変更事項は平成 24 年 10 月 1 日に効力を生ずることとする。

第 4 号議案 取締役 10 名選任の件

取締役として、毛利茂樹、前田正孝、大江秀次、中本義人、濱邊修一、片山善和、二浪誠一、武澤恭司、宮脇清文、森山越郎を選任する。

第 5 号議案 監査役 2 名選任の件

監査役として、川崎登志嗣、平形光男を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	249,058	1,830	0	(注) 1	可決 (99.3%)
第2号議案	230,296	20,583	0	(注) 2	可決 (91.8%)
第3号議案	227,973	22,857	0	(注) 2	可決 (90.9%)
第4号議案					
毛利 茂樹	239,698	11,023	0	(注) 3	可決 (95.5%)
前田 正孝	245,461	5,288	0		可決 (97.8%)
大江 秀次	245,560	5,158	0		可決 (97.9%)
中本 義人	245,552	5,174	0		可決 (97.9%)
濱邊 修一	242,133	8,584	0		可決 (96.5%)
片山 善和	245,586	5,126	0		可決 (97.9%)
二浪 誠一	245,529	5,183	0		可決 (97.8%)
武澤 恭司	245,586	5,126	0		可決 (97.9%)
宮脇 清文	245,447	5,265	0		可決 (97.8%)
森山 越郎	245,355	5,357	0		可決 (97.8%)
第5号議案					
川崎 登志嗣	236,474	13,410	0	(注) 3	可決 (94.2%)
平形 光男	235,853	14,036	0		可決 (94.0%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。